

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社エル・ティー・エス
【英訳名】	LTS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 樺島 弘明
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 財務経理部長 高麗 貴志
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目3番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員 樺島弘明、執行役員 財務経理部長 高麗貴志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用いたしております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業がプロフェッショナルサービス事業及びプラットフォーム事業にて各種サービスを提供していることを鑑み、事業規模を測る定量的な指標として売上高が適切であると判断しております。各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）及び当連結会計年度の売上予算の金額のおおむね2/3以上を当社と連結子会社2社が占めていたため、当社と連結子会社2社を「重要な事業拠点」としました。なお、これらの事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）は、連結売上高のおおむね2/3に達しています。またこれに加えて、売上高以外の事業目的に大きく関わる勘定科目である買掛金、売上原価等についても考慮し、連結子会社2社を業務プロセスにおける評価範囲に含めております。

選定した重要な事業拠点については、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び契約資産、買掛金、仕掛品及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、以下を評価対象に追加しております。

- ・税効果会計プロセス
- ・減損評価プロセス
- ・受注損失引当金計上プロセス 等

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。